

重電機製造業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発生時	死亡災害事例	起因物（小）	事故の型	労働者規模
1999	7	10～11	工場内の長さ30mのコンベヤーラインを5分割したもの(重量427kg)の片端をハンドパレッターに、もう片端を重量車輪に乗せて人力で搬出作業を行っていたところ、建屋出入口扉用の溝に重量車輪が落ちて動かせなくなつたため、力を入れてコンベヤーを押したところ溝から勢いよく出たが、その反動でコンベヤーが倒れて頭部を工場床とコンベヤーとの間に挟まれた。	612	5	30～49
2000	1	17～18	真空遮断機の開閉能力の試験実施後、配線を撤去するため接続部に近づいたところ、コンデンサの残留電圧(推定約10000ボルト)で感電した。	351	13	1000～9999
2000	11	14～15	空調部品を2tトラックに積んで国道を走行中、信号待ちの4tトラックに追突した。	221	17	10～29
2000	5	5～6	納品先から工場へ帰るためワゴン車で走行中、バス停の待合所に激突した。	231	17	10～29
2000	3	0～1	試験用変圧器の解体で、上部開口面をビニールシートで覆い綿テープで縛る作業をしていたところ、綿テープが外れたためにバランスを崩し4.2m下に墜落した。	352	1	300～
		12	タレットパンチプレスを使用した、配電盤の部品を加工で、手でワーク(亜鉛鍍金板)を持ってクランプに保持させようとテーブル上へ身を乗り出			300

2001	2	~	13	したときに、突然クランプがそれを覆うカバーとともにパンチ方向へ移動したため、カバーと自動運転時に使用する材料供給装置のレールとの間に身体を挟まれた。	154	7	~
2003	11	~	8 9	私用車で顧客事業場へ向うため高速道路を走行中、料金所のコンクリート製誘導壁に激突した。	231	17	100 ~ 299
2006	10	~	15 16	性能検査を受検するため、被災者が第一種圧力容器に加工品を入れる扉のパッキンの交換作業を行っていた。パッキンを交換し、扉を閉めて内圧をかけたところ、突然扉が開き、被災者が強打した。	312	6	300 ~
2006	12	~	13 14	被災者は、トラックの荷台に積んでいた発電機を架台上に陸揚げされる船に積み込むため、架台横のスロープ上にトラックを止め、つり上げ荷重25トンの移動式クレーン車を待っていたところ、その移動式クレーン車が、架台に通じるスロープを移動中に制動装置が作動しなかったため、スロープ上の被災者を轢いた。	212	7	50~99
2007	1	~	22 23	被災者は、溶接技術管理者として原子力発電所定検事務所へ出張していた。同僚が宿泊先へ迎えに行ったところ、呼吸していない状態で布団に横たわっている被災者を発見し、病院に搬送したが、死亡していた。	921	90	1000 ~ 9999
2008	10	~	12 13	被災者は、海外で変電器他販売に関する打ち合わせと現地調査等を行った。その後、変電所に通い、現地業者との打ち合わせを実施中に具合が悪くなり病院で投薬を受けた。別の病院へ搬送後、死亡した。	911	90	300 ~
2008	7	~	9 10	船舶用デスク型制御盤に使用する扉を2台のうま（作業台）の上に裏返して置き、パッキン（幅25mm、厚さ3mmのラバースポンジ）を両面テープで貼り付けていたところ、急に後ろ向きに尻餅をついて倒れた。	379	2	1~9
2009	8	~	15 16	天井クレーン（定格荷重：補巻30t）にて乾燥機の台車に載っている発電機モーターの鉄製の外枠（重量：8.7t）を移動させるため、作業者4人で玉掛け作業を行っている際、チェーンブロック2本で2点の玉掛けを行い、反対側の2点に玉掛けを行おうとしたところ、玉掛けワイヤロープが短く届かないため、オペレーターがクレーンを反対側の玉掛け方向に動かした	211	6	100 ~ 299

			ところ、つり荷が引きずられ、外枠の近くにいた被災者に激突した。			
2013	1	14 ～ 15	被災者は、ガスタービン発電設備における燃料ガス（都市ガス）圧縮設備配管内の異物を確認する作業を行っていた。フランジを外しストレーナーを取り出し、開口部（内径38cm）から、被災者は上半身を配管内部に入れ、異物を確認していたところ、配管内部で爆発が起き、その勢いで被災者の体が配管から外部へ押し出され、後方に倒れた際にコンクリート床の配管に頭部を強打したものと推測される。	321	14 ～ 9999	1001
2015	12	13 ～ 14	水素冷却方式のタービン発電機の固定子枠（発電機の構成部品）の予備加圧検査（漏れの有無を確かめる検査）の結果、固定子枠の蓋から空気が漏れていることが判明し、蓋のボルトの増締めを行っても漏れが解消しなかつたため、被災者ほか1名が昇降機により蓋の近くまで上昇し、パッキン手直しのために他の労働者が蓋を外している途中で蓋が飛んで被災者の顔面に当たり、その反動で高さ約3.3mの昇降機から床面に墜落したもの。	391	15	300 ～
2016	3	10 ～ 11	被災者は、電着塗装を行う区画された部屋で単独でハンガーに製品を取付け及び取り外し作業を行っていた。ハンガーに製品を取り付けた後は、キャリアが各処理槽へハンガーを搬送する自動運転設備となっている。被災者は11時15分に交代予定であったが、時間を過ぎても被災者が来なかつたため、交代作業員が作業場を見にいったところ、被災者がキャリアとキャリアを支える支柱の間にはさまれている状態で発見された。	169	7	50～ 99
2017	8	14 ～ 15	プレスボードの表面にワニスを塗布するロール機の清掃作業において、労働者2人でロール機の前後よりロール部分をウエスで拭き取っていたところ、ロール機の前面で拭き取り作業をしていた被災者がロール部に右肩まで巻き込まれ被災した。	163	7	10～ 29
2020	3	14 ～	被災者は客先で作業通路にある油圧ポンプの修繕作業に際し、溶解炉室における溶解炉底部の油圧シリンダー付近で何らかの作業を行っていた。このとき別の労働者が被災者の存在に気付かず湯出しのため炉窯を傾動したため、被災者は炉窯に追従して回転した防護金網のフレームと溶解炉支持	341	7	300 ～

用のフレームとの間に頸部を強く圧迫され死亡した。被災者に油圧シリンダー付近での作業指示はなく、被災者がその場にいた理由は不明である。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。